

実務基礎講座「人事・労務担当者のための労基法」

～労基法違反を犯さないために、元監督官の講師が分かりやすく解説します～

主催 一般社団法人 新宿労働基準協会（幹事）

労働基準監督署による臨検監督においては、労働時間、割増賃金等の基本的事項について、過半数の事業場で法違反が指摘されています。労基法違反に対しては、是正勧告ばかりでなく、刑事罰が科されることがあります。

人事・労務担当者のために必要な基本的事項について、労基法の実務基礎講座を開催します。新任担当者を含め、多数ご参加ください。

1 日 時 2026年6月17日（水）10:00～16:30（開場・受付は9:30～）

2 場 所 「BIZ新宿 研修室A」 新宿区西新宿6-8-2（裏面地図参照）

3 内 容

- ・労働者と請負の違いとは？ ・フリーランスの取扱い ・管理監督者とは？
- ・賃金支払いの5原則 ・労働契約と解雇 ・退職の手続き ・労働時間の適正な把握と36協定による上限規制 ・割増賃金 ・変形制 ・裁量労働制の運用 ・年次有給休暇制度と時季指定義務 ・就業規則の整備と運用 ・労働条件の明示義務と明示事項の改正
- ・労基法違反と会社の刑事責任 ・今後の労基法改正

4 講 師 北岡社会保険労務士事務所代表（元労働基準監督官）

特定社会保険労務士 北岡 大介 氏

主な著書 「働き方改革」まるわかり（日本経済新聞出版社）

「同一労働同一賃金」はやわかり（日本経済新聞出版社）

5 受講料（テキスト代、消費税含む）協会会員 8,800円 非会員 11,000円

6 定 員 60名（先着順）

7 申込方法等

（1）次のメールアドレスに、roumu@mita-roukikyo.or.jp

- ①講習会名
- ②開催年月日
- ③貴事業場の名称及び所在地
- ④協会会員又は非会員の表記
- ⑤連絡先担当者氏名及びメールアドレス
- ⑥電話番号
- ⑦受講者の氏名、フリガナ
- ⑧講習についてのご質問

を記載例のように記入してください

- 記載例 ①実務基礎講座 労基法
②2026年6月17日
③(株)〇〇 港区芝〇—〇—〇
〓

6月10日(水)までにメールを送信してください。

受講番号、受講者氏名等を記載したメールに適格請求書を添付のうえ返信いたします。
ご不明な点は下記問合せ先までご連絡をお願いします。

- (2) 受講料は、6月10日(水)までに、下記口座にお振込みください(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名：三菱UFJ銀行 田町支店	・口座番号：普通預金 0397963
・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会	・住所：港区芝4-4-5
◇振込人名の前に講習会月日をお付けください	
◇法人の種類(カブシキガイシャ等)は、記入せずに会社名を記入してください (例 0617ミタロウドウ・・・等 イツパンシヤダンホウジンは不要です)	

- (3) 6月10日(水)までの取消しは受講料全額を返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。

- (4) 受講者は、返信メールの写しをご持参のうえ受付にご提示ください。

※この講習会は、三田・品川・大田・渋谷・新宿・池袋の各労働基準協会の共同により開催し、幹事協会は新宿労働基準協会です。

※個人情報とは本講習会以外の目的に利用することはありません。

※発熱等の症状がある場合は、受講をご遠慮ください。

問合せ先 (一社)三田労働基準協会 ☎03-3451-0901

《会場案内図》



BIZ新宿 3階研修室A 新宿区西新宿6-8-2